

◆ エネルギー協議会総会

7月24日に久慈地区エネルギー協議会（会長、細谷地会頭）の総会が開催され、事業報告や収支予算等が承認決定された外、役員改選では細谷地会長ほか全役員が再選された。総会終了後には、東北大学の中田教授から「再生可能エネルギーを加える地域エネルギーシステム」と題した講演会が行われ、約50名が聴講した。

◆ 中活2期計画策定を要望

久慈市中心市街地活性化基本計画（19年度～23年度）は、国の指導もあり今後の中心市街地活性化策を検討するため計画期間が平成24年度まで1年間延長されており、久慈市では平成25年度以降の中心市街地活性化策について検討している。当所では、基本計画で未達成の中心市街地定住人口の目標達成と、基本計画に基づく各種実施事業の一段の効果をも高めるため、「駅前の開発整備を中心とした国の認定による第2期の中心市街地活性化基本計画の策定推進」を8月7日に山内市長に要望した。

◆ 労働契約法の改正

労働契約法の一部を改正する法律が8月10日に公布されました。改正法のポイントは

1. 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合（※1）は、労働者の申し込みにより無期労働契約（※2）に転換させる仕組みを導入する。

（※1）原則として6か月以上の空白期間があるときは、前の契約期間を通算しない。

（※2）別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件

2. 雇止め法理（※）を制定法化する。

（※）有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には雇止めが客観的に合理的理由を欠き、社会通念状相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたとみなす。

3. 有期労働契約者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする。

（施行期日）2については公布日（平成24年8月10日）。1、3については公布の日から起算して1年以内の政令で定める日。

◆ 商い塾セミナー

久慈地域雇用創造協議会では、商業界など専門誌で話題となり、全国の参加者の多くから好評を得ているサトーカメラの佐藤勝人氏の商い塾を開催します。

○日 時 9月5日（水）14時～17時 ○場 所 久慈グランドホテル

○定 員 30名 ○参加料 無料 ○締 切 8月31日（金）

※問合せ 久慈市商工観光課内、久慈地域雇用創造協議会 電話・FAX75-3032

◆ パークゴルフ大会案内

会員親睦パークゴルフ大会を次により開催します。多数ご参加くださるようご案内いたします。

○期 日 10月13日（土）午前10時開会 ○場 所 平庭高原パークゴルフ場

○参加料 1人 1,500円（プレイ費別） ○締 切 10月2日（火）

※送迎バスを運行します。久慈商工会館前発午前9時。パークゴルフ場発午後1時5分

※問合せ 久慈商工会議所総務課（電話52-1000 工藤、田子内）

◆ 検定試験の案内

○珠算検定 ・試験日 10月28日（日） ・受付 8月20日～9月14日

○2級販売士検定 ・試験日 10月 3日（水） ・受付 8月17日～9月10日